

2015年11月27日

## 高知県とセブン-イレブン・ジャパン 『青少年の万引き及び深夜徘徊防止のための 一声運動に関する協定』を締結

### 青少年の万引き及び深夜徘徊を防止するための声掛けを推進

株式会社セブン-イレブン・ジャパン（東京都千代田区、代表取締役社長：井阪 隆一）は、2015年11月27日（金）、高知県（尾崎 正直知事）と地域社会における安全・安心の取り組みの一環として、『青少年の万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動に関する協定』を締結いたします。

本取り組みは、高知県において、入口型非行の約6割を占める万引きや、不良行為による補導人数の約6割を占める深夜徘徊の防止対策として、高知県と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとが連携・協力して、青少年の万引き及び深夜徘徊を防止するための声掛けを通じて青少年の健全な育成と安心・安全な街づくりを推進していくものです。

セブン-イレブン・ジャパンは今後も地域社会との連携を深め、商品・サービスの提供だけでなく、地域拠点としての店舗づくりを推進してまいります。

#### 記

1. **協定の名称** 「青少年の万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動に関する協定」
2. **協定締結日** 2015年11月27日（金）
3. **協定の趣旨**  
通常の店舗営業の範囲内において各店舗の判断により青少年の万引き及び深夜徘徊を防止するための声掛けを行い、高知県とセブン-イレブンが協力して青少年の健全な育成と安心・安全な街づくりを推進していく。
4. **それぞれの役割**
  - 高知県の役割
    - ・高知県は、当協定の趣旨について、県民や関係機関などへの周知徹底を図るとともに県内における取り組みの円滑な実施を支援するものとする。
  - セブン-イレブンの役割
    - ・各店舗は、日常業務の範囲内において、各店舗の判断により青少年の万引き及び深夜徘徊を防止するための声掛けを行うものとする。また、状況に応じて、各店舗の判断により速やかにその地域を管轄する警察に連絡・通報するものとする。

●店舗数 ※2015年10月末現在

<セブン-イレブン・ジャパン>

【高知県内】16店舗、【全国】18,136店舗

以上

## ご参考

### 青少年の万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動に関する協定書

#### (目的)

第1条 株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「甲」という。）と高知県（以下「乙」という。）とは、青少年の犯罪や犯罪被害を未然に防ぐことを目指して、県内の甲の直営店及び甲とフランチャイズ契約を締結し、セブン・イレブンチェーンに加盟している店舗（以下、併せて「店舗」という。）で実施する一声運動に対して相互に連携し、積極的な協力を行っていくため、必要な事項を定めるものとする。

#### (甲の協力内容)

第2条 甲は、県内の各店舗に対して当協定の趣旨を周知するとともに、日常業務の範囲内において、次項についての協力可能な体制整備を行うものとする。

2 各店舗は、日常業務の範囲内において、各店舗の判断により青少年の万引き及び深夜徘徊を防止するための声掛けを行うものとする。また、状況に応じて、各店舗の判断により速やかにその地域を管轄する警察に連絡・通報するものとする。

3 甲及び各店舗は、前項に定める連絡・通報を、良心に基づき誠実に行うものとし、この連絡・通報の有無により生じる諸問題に対しては、一切の責任を負わないものとする。

#### (乙の協力内容)

第3条 乙は、当協定の趣旨について、県民や関係機関などへの周知徹底を図るとともに、県内における取り組みの円滑な実施を支援するものとする。

#### (個人情報の保護)

第4条 甲及び乙は、当協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

#### (経費の負担)

第5条 第2条第2項に規定する連絡・通報に係る経費は甲の負担とする。

2 第3条に規定する支援に係る経費は、乙の負担とする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、当協定が円滑に実施運用されるよう、日頃から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第7条 当協定の効力は、協定書締結日以後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 甲は、各店舗に最大限の努力をもって第2条第2項に規定する協力内容に協力するよう求めるが、甲と店舗との間のフランチャイズ契約上の制限から、当該協力を強制することが困難な事情にあることを、乙は予め承諾する。

(協議)

第9条 当協定に定めのない事項及び当協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

当協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名の上、各1通を保有する。

平成27年11月27日

(甲) 東京都千代田区二番町8番地8  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
代表取締役 井 阪 隆 一

(乙) 高知県高知市丸ノ内1丁目2-20  
高知県知事  
尾 崎 正 直